

【吸収合併に係る事前開示書面】

平成 27 年 2 月 9 日

(合併存続会社) 株式会社 JTB 中国四国

代表取締役 青木 尚二

当社は、吸収合併存続会社として、会社法第 794 条及び会社法施行規則第 191 条に基づき、下記の通り開示いたします。

1、吸収合併契約

別紙 1 のとおりであります。

2、合併対価の定め相当性に関する事項

100%子会社同士の合併であり、合併比率の取り決めもなく、合併対価の交付はありません。

3、消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

4、消滅会社の計算書類等に関する事項

最終事業年度の消滅会社である株式会社エス・アイ・シーの計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別紙 2 のとおりであります。なお、当社および合併消滅会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

5、合併後の債務の履行の見込みに関する事項

合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6、事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上